



# 自立に向けて 行政財政改革を進めます

## 行政改革大綱と集中改革プランを策定しました

町では新しい「平泉町行政改革大綱」と「平泉町集中改革プラン」を策定しました。これは「町の自立」を進めるために今後5年間の行政改革の方向と取り組みを定めたものです。町財政をめぐる状況は非常に厳しいことから、精力的に行財政改革を進めていきます。

### なぜ行財政改革が必要か

当町は旧合併特例法の下での市町村合併を選択せず、「当面自立」の方針で町政運営を進めていますが、税収の低迷や地方交付税の減額、これまでの公共事業への投資に伴う町債の累積などで、財政状況は年々厳しくなっています。

町債残高11.9億円（町民一人当たり13.5万円）  
実質公債費比率 20.7%  
（県内ワースト3）

町ではこれまでも課の統合や職員数の削減、収入役の廃止など、行財政改革に積極的に取り組んできましたが、「町の自立」を効果あるものにしていくためには、より一層の改革による財政の健全化が急がれています。そこで、町民の皆さんのご理解を得ながら、住民と行政との

協働による自立的な行財政運営の確立を目指し、さらなる行財政改革に取り組もうとするものです。

実質公債費比率：本年度から導入された新しい財政指標。自治体の収入に対する借金返済額の比率を示す。18%以上だと、新たな起債（借金）に県の許可が必要となる。

### 「集中改革プラン」とは

総務省では、地方公共団体に於ける行政改革を一層進めるため、平成17年3月に指針を出し、おおむね5年間の行政改革の具体的な計画策定を義務付けました。これが「集中改革プラン」です。

当町では、平成9年3月に平泉町行政改革大綱、10年3月に平泉町行政改革大綱実施計画」を定めて行財政改革に取り組んできましたが、総務省の指針を

受けて大綱を全面的に見直し、平成22年度までの5年間のプランを策定しました。

### 町の財政見直し

プランの策定に当たっては、町の財政状況を分析し、今後5年間の財政見直しを試算しました。

町の平成17年度決算は黒字、18年度予算はプラスマイナスゼロとなつていますが、実際は基金（貯金）を取り崩して不足分を埋めていますので、単年度では赤字の状況です。

19年度以降も、歳入面では新交付税の影響（地方交付税のさらなる減額）などで、歳出面では公債費（借金返済）の高止まりなどで、毎年度赤字が見込まれています。

この結果、行財政改革を行わない場合は、公共事業を厳選しても5年間で9億3,200万円の財源不足が見込まれています。

これまでは財源不足を基金で補ってきましたが、財政調整用の基金は平成18年9月末現在で約2億9,000万円、このまま推移すれば平成20年度底をつ

### 【集中改革プラン】

① 構成、計画期間  
行政改革大綱と同じ

#### ② 取り組み項目

大綱の構成に沿って47項目を挙げています。なお項目の細部については、毎年度の予算編成などと並行して検討・決定していくものもあります。

① 協働による  
まちづくりの推進（9項目）  
地域懇談会の開催  
情報公開の推進  
地域課題対応システム（行政区における課題解決）の推進 など

② 時代に即応した  
行政体制の確立（20項目）  
事務事業評価制度の定着  
議員定数と報酬の見直し  
（現在16人、平成20年12人）  
特別職定数と給与の見直し  
（三役の給与カット  
19年1月から）  
職員数の削減  
（現在121人  
22年115人）

③ 推進体制  
プランの進捗よく状況を毎年公表するとともに、第三者等の意見も取り入れながら毎年度見直しを行い、プランの推進を図ります。

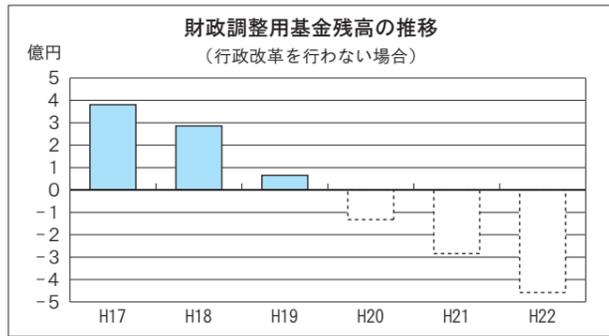
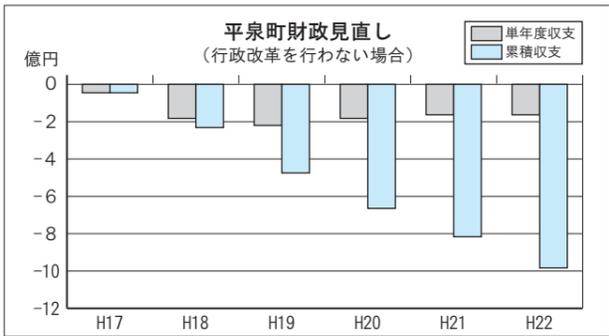
#### ③ 自立可能な

財政構造の構築（18項目）  
町債残高の削減  
（11.9億円）  
平成22年98億円）  
使用料・手数料の見直し  
人件費の抑制（22年までに5～10%）  
公共事業費の抑制（22年までに25%）  
補助金・負担金の見直し（22年までに5% など）

#### ④ 経費節減等の財政効果（試算）

行革による経費節減と収入増で、平成22年度までの5年間で、5億5,300万円の財政効果を見込んでいると見込まれます。

人件費の削減	3億1100万円 (56.2%)	円
町有財産の売り払い	1億3000万円 (23.5%)	円
事務事業の見直しなど	1億1200万円 (20.3%)	円



き、町予算が組みなくなり、そこで、このプランによる行政改革を進めることにより、5年間で5億5,300万円の財政効果を生み出し、財源不足額の圧縮に努めますが、現在の試算ではそれでも3億7,900万円の財源不足が見込まれていますので、さらなる歳入の確保と行財政改革が必要です。

### 大綱とプランの内容

#### 【行政改革大綱】

① 計画期間  
平成18～22年度の5年間  
（18～20年度が重点期間）

#### ② 具体的方策

① 協働による  
まちづくりの推進  
情報提供の推進  
町民の参画機会の拡充  
町民と行政の協働推進

② 時代に即応した  
行政体制の確立  
新たな行政システムの構築  
組織機構の見直し  
定員管理、給与の適正化  
職員の能力開発等の推進  
事務事業の見直し  
民間委託、民営化の推進

#### ③ 自立可能な

行政サービスの向上  
電子自治体の推進  
財政構造の構築  
計画的な財政運営の推進  
歳入の確保  
歳出の抑制  
公営企業等の健全化

#### ④ 推進体制

プランの進捗よく状況を毎年公表するとともに、第三者等の意見も取り入れながら毎年度見直しを行い、プランの推進を図ります。



町役場町民福祉課の窓口